

## (件名) バリ島アグン火山の警戒レベル引き上げに伴う注意喚起

●インドネシア当局は、バリ島アグン火山の警戒レベルを最高のレベル 4（危険）に引き上げました。同山頂から 9km 圏内のほか、同山の北、北東、南東、南から南西部は 12km 圏内の区域への立ち入りが禁止されており、現地警察等による住民避難が実施されています。

●今後、同火山が噴火した場合には、火山灰等の噴出による健康被害が生じる可能性があるほか、航空機を含む各種交通機関運行に影響を与える可能性があり、十分な注意・警戒が必要です。

9月23日、日本国外務省は、海外安全情報（スポット情報）「バリ島アグン火山の警戒レベル引き上げに伴う注意喚起」を以下のとおり発出しました。

### 【内容】

1 9月22日、インドネシア火山地質災害対策局（PVMBG）は、バリ島東部にあるアグン火山の活動が更に活発化したとして警戒レベルをレベル 3（警戒（SIAGA））から最高レベルであるレベル 4（危険（AWAS））に引き上げました。

2 警戒レベルを引き上げたことに伴い、山頂から 9 km 圏内に加え、北、北東、南東、南～南西部は 12km 圏内の区域への立ち入りが禁止され、現地警察等による住民避難が引き続き実施されています。また、国家防災庁（BNPB）等政府関係機関は地域住民に対して現下の危険な状況を認識するとともに、流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行っています。

3 つきましては、アグン火山及びその周辺への渡航を予定している方は、中止又は延期するようにしてください。また、すでにアグン火山周辺に滞在中の方は、以下の諸点に注意し、災害被害を避けるための準備を含め十分な安全対策を速やかに講じるほか、避難勧告が発出されている地域に滞在中の方は、現地関係当局の指示に従い、速やかに避難してください。

また、万一、被害に遭った場合には、アグン火山周辺を管轄している在デンパサール日本総領事館のほか、最寄りの在外公館等へご連絡ください。

### 【噴火の事態に備えての注意事項】

- (1) 退避命令対象地域及びその周辺には絶対近づかない。
- (2) 報道及び関係機関から情報収集を行う。
- (3) 停電や退避の事態に備え、災害対策品（懐中電灯、ライター、ろうそく、携帯ラジオ、予備の電池、ゴーグル、マスク、旅券、現金、雨具、水、食糧等）を確保・準備する。
- (4) 家族等に緊急連絡方法や避難場所・退避コースの確認を行う。
- (5) 当局から避難勧告や指示があった場合には、当局の指示に従い速やかに行動する。

### 【噴火した際の注意事項】

- (6) 報道及び関係機関から最新の情報収集を行う。
- (7) 当局の指示に従い速やかに行動する（状況に応じ自動車の運転は控えるなど）。
- (8) 火山が爆発した際に降り注ぐ火山灰が、健康に与える影響（特にぜんそくや気管支炎、肺気腫又は深刻な心臓疾患）も考慮し、ゴーグル、マスクを着用する。
- (9) 家屋内の火山灰の流入を減らすため、可能な限り、常に全てのドアと窓を閉める。
- (10) 火山灰は、雨を含むと相当の重さとなり、屋根がその重さに耐えられず、屋根又は家屋が崩壊するおそれがあることに注意する。
- (11) 被災地では、物資供給不足、各交通機関や電話等の通信網も混乱していることが予想されるため、被災地等へ戻る場合には、情報収集を行いながら検討する。

### <アグン火山についての参考情報 HP>

インドネシア火山地質災害対策局（PVMBG）：<http://vsi.esdm.go.id/>

インドネシア国家防災庁（BNPB）：<https://www.bnpb.go.id/>

インドネシア・エネルギー鉱物資源省（ESDM）：<http://www.esdm.go.id/>

4 海外渡航前には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3 か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html> )

3 か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> )

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く) (内線) 5140

○領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連) (内線) 3047

○海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地公館連絡先)

○在インドネシア日本国大使館 (管轄区域：ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、バンテン州、中部ジャワ州、ジョグジャカルタ特別州、中部カリマンタン州、西カリマンタン州、南スマトラ州、バンカ・ブリトゥン州、ベンクル州、ランブン州)

住所：Jl. M. H. Thamrin No. 24, Jakarta 10350, INDONESIA

電話：(市外局番 021) 3192-4308

国外からは (国番号 62) -21-3192-4308

FAX：(市外局番 021) 3157156 (領事部)

国外からは (国番号 62) -21-3157156 (領事部)

ホームページ：[http://www.id.emb-japan.go.jp/index\\_jp.html](http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html)

○在メダン日本国総領事館 (管轄区域：アチェ州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャンビ州、リアウ州、リアウ諸島州)

住所：Jl. P. Diponegoro, No.18, Medan, North Sumatra, INDONESIA

電話：(市外局番 061) 4575193

国外からは (国番号 62) -61-4575193

FAX：(市外局番 061) 4574560

国外からは (国番号 62) -61-4574560

ホームページ：<http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/>

○在スラバヤ日本国総領事館（管轄区域：東ジャワ州，東カリマンタン州，北カリマンタン州，南カリマンタン州）

住所：Jl. Sumatera 93, Surabaya, INDONESIA

電話：（市外局番 031）5030008

国外からは（国番号 62）-31-5030008

FAX：（市外局番 031）5023007

国外からは（国番号 62）-31-5023007

ホームページ：<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>

○在マカッサル領事事務所（管轄区域：北スラウエシ州，ゴロンタロ州，中部スラウエシ州，東南スラウエシ州，南スラウエシ州，西スラウエシ州，マルク州，北マルク州，パプア州，西パプア州）

住所：Gedung Wisma Kalla Lantai 7, Jl. Dr. Sam Ratulangi No. 8-10, , Makassar, INDONESIA

電話：（市外局番 0411）871030 又は 872323

国外からは（国番号 62）-411-871030 又は 872323

FAX：（市外局番 0411）853946

国外からは（国番号 62）-411-853946

ホームページ：[http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/makassar.html](http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/makassar.html)

○在デンパサール日本国総領事館（管轄区域：バリ州，西ヌサトゥンガラ州，東ヌサトゥンガラ州）

住所：Jalan Raya Puputan No.170, Renon, Denpasar, Bali, INDONESIA

電話：（市外局番 0361）227628

国外からは（国番号 62）-361-227628

FAX：（市外局番 0361）265066

国外からは（国番号 62）-361-265066

ホームページ：[http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

以上